

## 認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が令和7年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現することを強く求める。

### 記

- 一、地方自治体における認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など適切な支援を行うこと。
- 一、地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進など共生社会の実現を推進する取組を行政の縦割りをなくし総合的かつ継続的に推進すること。
- 一、認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、認知症と診断されても本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。
- 一、一つの事業所で相談から訪問介護・通所・ショートステイまで、「オール・イン・ワン」の介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

## 介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく運営に支障をきたす事態が深刻になっている。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が見受けられる。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査（令和4年6月）でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引き上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引き上げ）などによって賃上げが進む中で、介護・障害福祉を支える職員などへの対策は打たれておらず賃金格差が更に拡大している。

よって、政府に対して、下記の通り、介護・障害福祉職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求める。

### 記

- 一、介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、令和6年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
- 一、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。
- 一、介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置付けられており、社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、総務大臣

## 食品ロス削減への更なる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が令和元年 10 月 1 日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した令和 5 年度の食品ロス量は 523 万トンでその内訳は事業系食品ロス量が 279 万トン、家庭系食品ロス量が 244 万トンとなっている。

現在、世界で約 8 億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間 480 万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その 1.1 倍以上となっているのが現状である。

よって、政府に対して、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして食品ロス削減への更なる推進のために下記の事項について特段の取組を求める。

### 記

- 一、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。
- 一、食品ロス防止のため子ども食堂・子ども宅食・フードバンク等へ企業等からの在庫食品の寄附促進やフードドライブ等の利活用の好循環を図り、取組を一層強化すること。
- 一、事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために企業・商店などから提供された食料品等を随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 19 日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、総務大臣

## 難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。

また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。それは、難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることによって、脳の機能の低下につながるとの理由からである。

特に、70歳以上の高齢者の約半数は加齢性難聴になっているといわれている。日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないが、補聴器使用率は低く、補聴器の所有率は欧米の半分以下だといわれており、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は1台あたり10万円から30万円であり、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者等の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で難聴になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、本市議会として国会及び政府に対して、下記のことを求める。

### 記

一、中等度以上の難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣